

京都府地球温暖化対策推進計画

【概要版】

計画の概要

○計画策定の趣旨

近年、台風の大型化や異常気象等により、河川氾濫や熱中症による救急搬送者数が増加するなど防災や健康、また農業や生態系等の分野で、気候変動の影響が既に顕在化しつつあり、気候変動問題は、今や「気候危機」とも言われています。このため、従来取り組んできた温室効果ガス排出削減対策（「緩和策」）を加速させるとともに、既に生じている、あるいは将来予測される気候変動の影響による被害の防止や軽減を図る「適応策」に積極的に取り組むことが求められています。

そこで、京都府では、将来の世代に恵み豊かな環境を残すため、パリ協定が求める気温の上昇を 1.5℃に抑える努力の追求が私たちの使命であると考え、令和 2（2020）年 2 月に、「令和 32（2050）年温室効果ガス排出量実質ゼロ」を目指すことを宣言しました。

そして、「令和 32（2050）年温室効果ガス排出量実質ゼロ」の実現に向けて、これまでの対策の進捗を踏まえつつ、令和 2（2020）年 12 月に京都府地球温暖化対策条例（以下「対策条例」という。）の改正を行い、令和 12（2030）年度までに平成 25（2013）年度と比べて温室効果ガス排出量を 40%以上削減することを新たな目標として設定することとしました。

本計画は、この新たな目標の達成に向けた方策を明らかにするために策定するものです。

本計画では、国の法整備やその基幹となる制度・施策、関西広域連合等の広域的な施策、市町村の地域や住民生活に密着した施策についても織り込むとともに、府民、企業、地域、NPO など多様な主体の協働を通じて、脱炭素で持続可能な社会を創造していくための道筋を示し、多様な主体の取組を支え応援するための施策を推進することとします。

○位置付け

- 地球温暖化対策の推進に関する法律及び気候変動適応法に基づく法定計画
- 対策条例第 10 条第 1 項に基づく地球温暖化対策推進計画
- 「京都府総合計画（京都夢実現プラン）」及び「京都府環境基本計画」の個別計画

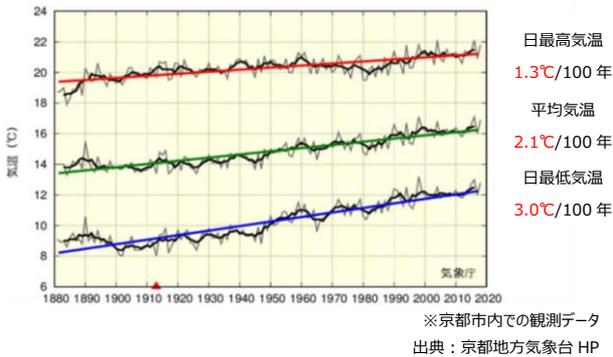
○計画の期間

令和 3（2021）年度から令和 12（2030）年度までの 10 年間

現状と課題

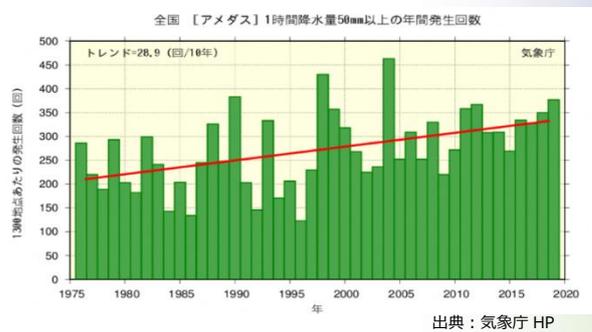
○気候変動の現状

・京都市内では、年平均気温が100年当たり約2.0℃の割合で上昇。



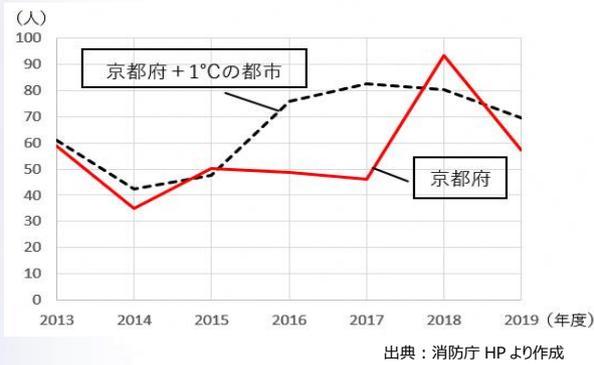
■京都府の年気温3要素

・「滝のように降る雨」とされる1時間降水量50mm以上の全国年間発生回数は増加。



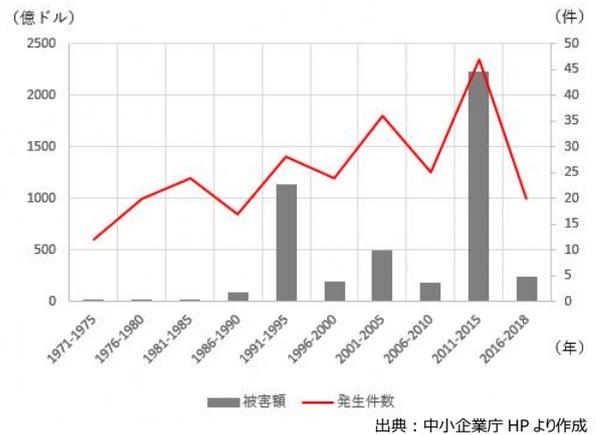
■全国【アメダス】1時間降水量50mm以上の年間発生回数

・京都府の年平均気温より約1℃高い都市と比較すると、今後、京都府の平均気温が約1℃上昇した場合、京都府全体で熱中症救急搬送者数が200人程度増加するおそれ。



■10万人当たりの熱中症による救急搬送者数（7-9月の合計）

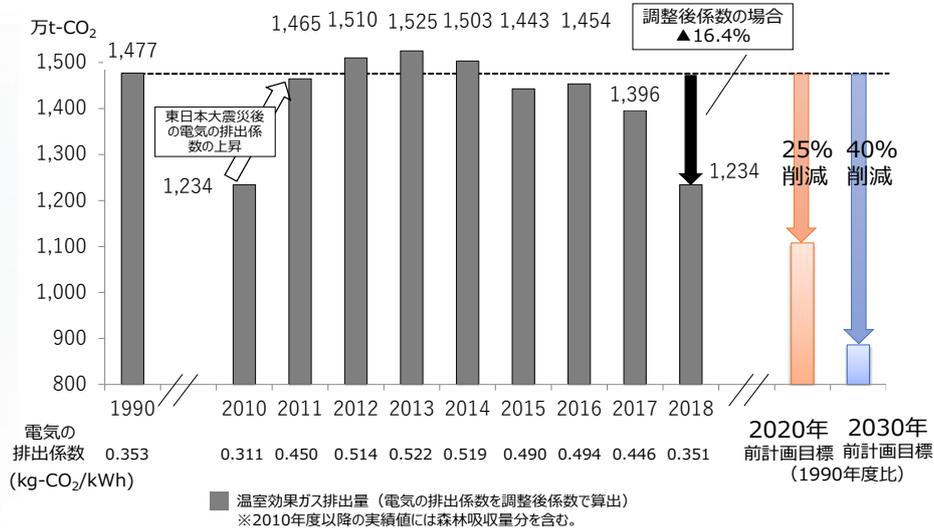
・全国の自然災害発生件数及び被害額は変動を伴いながら増加傾向。



■自然災害発生件数及び被害額の推移

○京都府の温室効果ガス排出量

前計画の目標（令和2（2020）年度に平成2（1990）年度比25%削減）に近づいていますが、達成までには、さらなる温室効果ガス削減のための取組を進める必要があります。



■京都府内の温室効果ガス排出量の推移

○京都府の地球温暖化対策の課題

平成 30（2018）年度時点での各部門における前計画の数値目標への到達状況等は以下のとおりです。

産業部門：省エネ型への設備更新等により平成 2（1990）年度比で大きく削減し、目標到達。

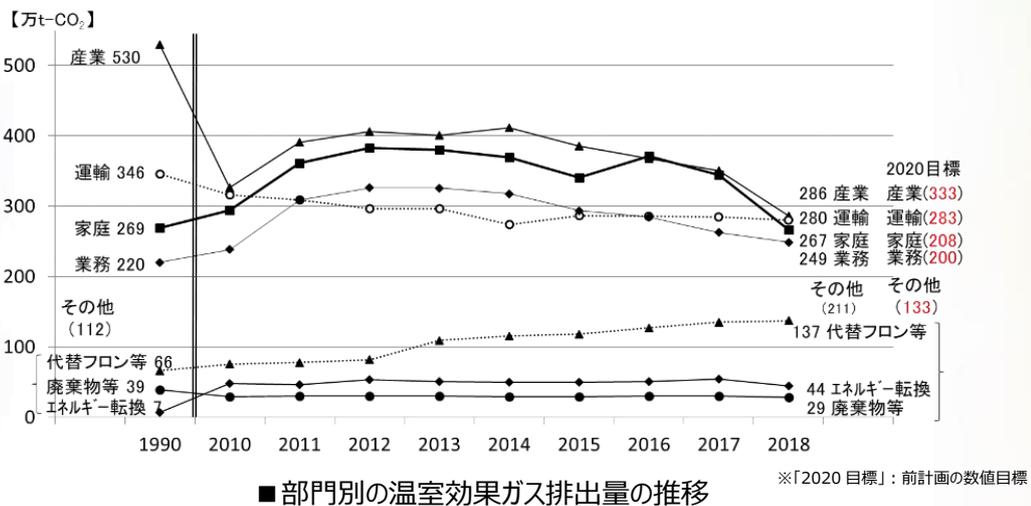
業務部門：燃料転換や省エネの進展により、削減傾向にはあるものの、商業施設の売り場面積の増加等の影響もあり、目標までに開きがある。

運輸部門：自動車保有台数は平成 2（1990）年度と比べ増加しているが、エコカーの普及等により削減が進展。一方、近年の削減幅は横ばいであり、下げ止まりの傾向。

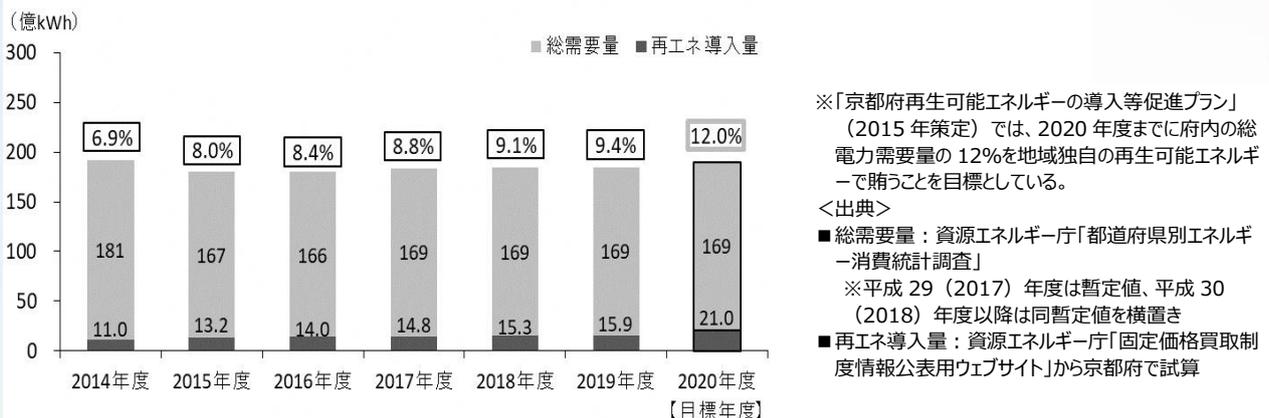
家庭部門：世帯当たりの家電の数や世帯数の増加等により、目標までに開きがある。

その他：代替フロン（HFCs）[※]の排出量が増加傾向。

※代替フロン（HFCs）は、オゾン層を破壊しないものの、地球温暖化係数（GWP）が二酸化炭素の数十倍から一万倍超と高く、強力な温室効果をもたらすため、代替フロンの排出抑制が地球温暖化防止の観点からも急務となっている。



また、再生可能エネルギーの導入状況は、令和元（2019）年度末時点で 9.4%となっています。



■ 京都府内における総電力需要量に対する再生可能エネルギー発電電力量の割合

これまでの地球温暖化対策の推進状況や温室効果ガス排出量の動向を踏まえると、京都府においては、経済成長や生活様式の変化による温室効果ガスの排出量の増加が生じている一方、家庭や事業者の省エネ取組による排出量の削減が進んでいるといえます。

今後は、事業者や家庭など全ての主体が省エネの取組を徹底するとともに、再生可能エネルギーの最大限の導入・利用に取り組み、新たな温室効果ガスの削減目標の達成に向けて進んでいくことが重要です。

計画の目標及び基本的な考え方

○計画の目標

- 本計画では、京都府環境基本計画で掲げる令和 32（2050）年頃の京都府の将来像：「京都の『豊かさ』をはぐくむ脱炭素で持続可能な社会」の実現を目指し、令和 32（2050）年に温室効果ガス排出量を実質ゼロとすることを長期的な目標とします。
- 温室効果ガス削減や気候変動の適応に資する取組を推進することにより、経済や社会に対して「がまん」することを要請するのではなく、個人や企業の環境行動が当たり前となり、同時に、こうした行動が健康や生活の質を高め、企業競争力の源泉となり、より魅力ある安心安全な地域づくりにつながるような持続可能な社会の実現を目指します。
- この将来像の実現に向けて、また、この京都府の豊かな環境を将来世代まで持続可能な形で残すためには、これからの 10 年の取組が重要です。

<緩和策>

令和 12（2030）年度の温室効果ガス排出量を 40%以上削減（平成 25（2013）年度比）することを当面の目標とし、前計画で中長期目標とした平成 2（1990）年度比 40%削減相当の目標水準を維持しつつ、さらなる削減を目指す。

<適応策>

長期的視点に立ち、府民生活・事業活動への適応の取組の浸透を図るとともに、気候変動影響を受ける各分野での対策の充実によるレジリエンスの向上や、適応に資するイノベーションを創出する仕組みの構築等、京都の地域特性に応じた気候変動適応策を推進する。

○2030 年までの施策の基本的な考え方

- SDGs の考え方を踏まえ、環境と経済・社会課題の同時解決を目指した取組を推進
- 緩和策と適応策を地球温暖化対策の両輪として展開し、気候変動に対する強靭な取組を推進
- 省エネの取組の加速化に加えて、京都府内の地域資源を活用して再生可能エネルギーの最大限の導入・利用を図り、再生可能エネルギーの主力電源化に資する取組を推進
- コロナ危機と気候危機への取組を両立し、市町村や企業、地域の団体、NPO、府民等、多様な主体と連携・協働しながら取組を推進

2050年頃の京都府の将来像

※京都府環境基本計画

京都の「豊かさ」をはぐくむ脱炭素で持続可能な社会

～将来世代のために手を携え、環境・経済・社会の好循環を創出～

京都ならではの豊かな「力（ポテンシャル）」や地域資源を最大限に活用し、脱炭素の時代を切り拓くイノベーションを創出するとともに、脱炭素への挑戦を通じて、さらに京都の「豊かさ」を発展させ、「豊かさ」の価値を再創造し、育み続けていく持続可能な社会の構築を目指します

長期的な目標

2050年度 「温室効果ガス排出量実質ゼロ」を目指す

2030年までの施策の基本的な考え方

- 環境・経済・社会の好循環の創出を推進します
- 緩和策と適応策を地球温暖化対策の両輪として推進します
- 省エネの加速化・再生可能エネルギーの最大限の導入・利用を推進します
- 多様な主体との連携・協働により施策を推進します

2030年度 温室効果ガス排出量削減目標

当面の目標

2030年度 温室効果ガス排出量 40%以上削減

（基準年度：2013年度）

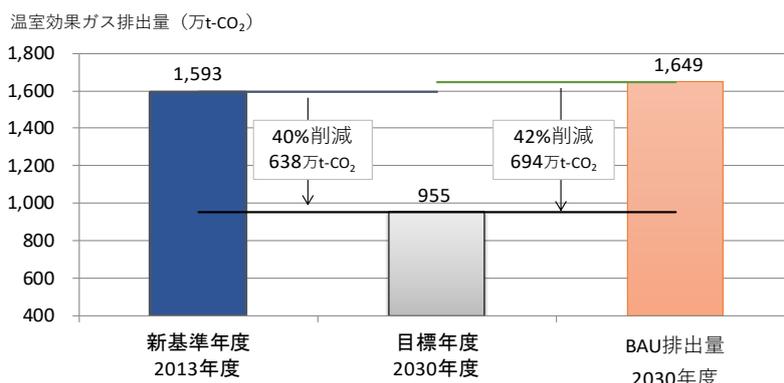
緩和策の推進

○削減目標及び目標指標の設定

削減目標の設定に当たっては、国の「地球温暖化対策計画」との整合を図り、当面の目標年度を令和 12（2030）年度とします。また、国の計画と府との進捗状況の比較がしやすくなることから、基準年度についても同様に、国の計画との整合性を図り平成 25（2013）年度とします。

<削減目標>

【長期的な目標】2050 年度 温室効果ガス排出量 **実質ゼロ**
 【当面の目標】2030 年度 温室効果ガス排出量 **40%以上削減**（基準年度：2013 年度）



※新基準年度（2013 年度）、BAU ケース（2030 年度）の排出量に、森林吸収源対策の削減効果は含まない。
 ※BAU 排出量：今後追加的な対策を行わないで、現状のまま推移すると仮定した現状趨勢ケースでの予測値

■令和 12（2030）年度の目標に求められる削減量

温室効果ガス排出量の 40%以上の削減に向けては、徹底的な省エネルギー対策の推進に加えて、再生可能エネルギーの最大限の導入・利用の促進が重要です。この再生可能エネルギーの飛躍的な導入・利用に向けて、新たに再生可能エネルギーにかかる目標指標を設定します。

<目標指標>

- ◆2030 年度 府内の総電力需要量に占める再生可能エネルギー電力使用量の割合 : 35%
- ◆2030 年度 府内の総電力需要量に対する府内の再生可能エネルギー発電電力量の割合 : 25%

○各部門別の削減目標

目標年度の部門別の目標排出量と目標削減率（基準年度比の削減率）を次のように設定します。

単位：万t-CO₂

| 部 門 | 基準年度 (2013年) | BAU排出量 (2030年) | 目標年度 排出量 (2030年) | 目標削減率 |
|------|--------------|----------------|------------------|-------|
| 産 業 | 401 | 393 | ~271 | 32%~ |
| 業 務 | 326 | 342 | ~149 | 54%~ |
| 運 輸 | 297 | 273 | ~217 | 27%~ |
| 家 庭 | 381 | 384 | ~221 | 42%~ |
| その他 | 189 | 257 | ~155 | 18%~ |
| 森林吸収 | - | - | ▲60~▲70 | - |
| 合 計 | 1,593 | 1,649 | 955以下 | 40%以上 |

※少数第一位を四捨五入しているため、内訳の計と合計が一致しない場合がある。

■部門別の目標排出量

○対象分野の取組

令和 12（2030）年度の削減目標の達成に向けて、施策を実施していくに当たり、緩和策に直接・間接的に作用する、「事業活動（産業・業務）」、「自動車交通」、「建築物（住宅以外の建築物、緑化を含む）」、「家庭（電気機器、住宅を含む）」、「再生可能エネルギー（エネルギー転換）」、「代替フロン」、「廃棄物、環境物品等」、「森林吸収源」の分野を対象に取組を推進するとともに、各分野に共通する事項を「横断的取組」として展開します。

事業活動（産業・業務）

事業活動から排出される温室効果ガスの一層の削減やサプライチェーン全体での温室効果ガス削減、環境配慮型経営の促進に向けた取組を推進します。

【取組例】

- ・大規模事業者による排出削減対策の強化と再生可能エネルギーの導入・利用に向けた取組を評価する制度の構築
- ・中小企業にも取り組める脱炭素に向けた目標達成への支援
- ・サプライチェーン全体からの温室効果ガス排出量削減に向けた先進的・模範的な取組を行う企業を評価 等



出典：環境省

自動車交通

EV 等の本格普及や交通・物流の脱炭素化の推進に向けた取組を推進します。

【取組例】

- ・EV 等の蓄電電源を活用し、災害時などにおける非常用電源としての有用性について広報
- ・駐車場における充電設備の整備等の充電インフラの更なる充実を図る取組の推進
- ・オープン型宅配ボックスの効果的な活用や職場における受取など、宅配便の受取方法の更なる多様化を促進 等

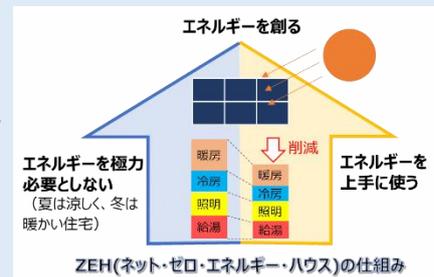


建築物（住宅以外の建築物、緑化を含む）

建築物の環境性能の向上、一定規模以上の建築物における省エネ対策や再生可能エネルギーの導入拡大に向けた取組を推進します。

【取組例】

- ・一定規模以上の建築物に対する再生可能エネルギーの導入拡大
- ・建築物における省エネ性能評価・表示制度の充実などにより、健康で快適に暮らせる断熱性能の高い建築物の普及促進
- ・災害時のエネルギー確保等にもつながる ZEB、ZEH の普及促進
- ・京都府内産木材の利用の促進 等



家庭（電気機器、住宅を含む）

脱炭素なライフスタイルへの転換や機器・住宅の環境性能の向上に向けた取組を推進します。

【取組例】

- ・購買者への省エネ性能説明など、販売者とも連携した取組の実施
- ・宅配便の受取方法の更なる多様化の促進
- ・スマートエコハウス融資の実施
- ・各家庭が再エネ電気を調達しやすい仕組みの提供 等



再生可能エネルギー（エネルギー転換）

再生可能エネルギーの最大限の導入・需要創出や地域共生型の再生可能エネルギー事業の普及促進に向けた取組を推進します。

【取組例】

- ・周辺環境に配慮した風力発電や、小水力、バイオマス等の地域資源を活用した地域協働型の再エネ導入の促進
- ・再エネ 100 宣言団体と連携した啓発活動の実施
- ・地域活性化にも資する再エネ設備の導入 等



代替フロン

代替フロン使用機器の適正管理の推進やノンフロン機器・低 GWP 機器の利用促進に向けた取組を推進します。

【取組例】

- ・フロン類を冷媒として使用する機器の管理者等に対する指導・研修の実施
- ・特定事業者における代替フロン使用機器の管理状況等に係る報告制度の創設 等



出典：環境省

廃棄物、環境物品等

資源循環を促進し、廃棄物が限りなく削減されたゼロエミッション社会の実現に向けた取組を推進します。

【取組例】

- ・産業廃棄物の 2R の推進に向けた、AI・IoT を活用した技術の開発、実用化、普及の促進
- ・市町村と連携した、レジ袋やペットボトルなどの使い捨てプラスチックの削減の推進
- ・「もったいない」の精神やエシカル消費の理念の普及 等



森林吸収源

森林吸収源の確保や森林資源の利活用推進に向けた取組を推進します。

【取組例】

- ・計画的な間伐の実施による健全な森林整備と育成の推進
- ・地域の特色を活かした人と森をつなぐ取組の推進
- ・カーボンオフセットのクレジット認証など環境貢献度を組み込んだ森林保全手法の継続的な実施
- ・京都府施設における府内産木材等の率先利用の促進 等



横断的取組

新たな環境産業の育成・支援や脱炭素で持続可能な社会づくりを支える人づくりの推進に向けた取組を実施します。

【取組例】

- ・新たな技術による環境にやさしい商品開発や販路開拓
- ・体験意欲・知的好奇心を満足させる学びや、地域への愛着を育む体験型学習プログラムの提供
- ・地球温暖化防止活動推進員など地域で活動する専門的人材の養成 等



適応策の推進

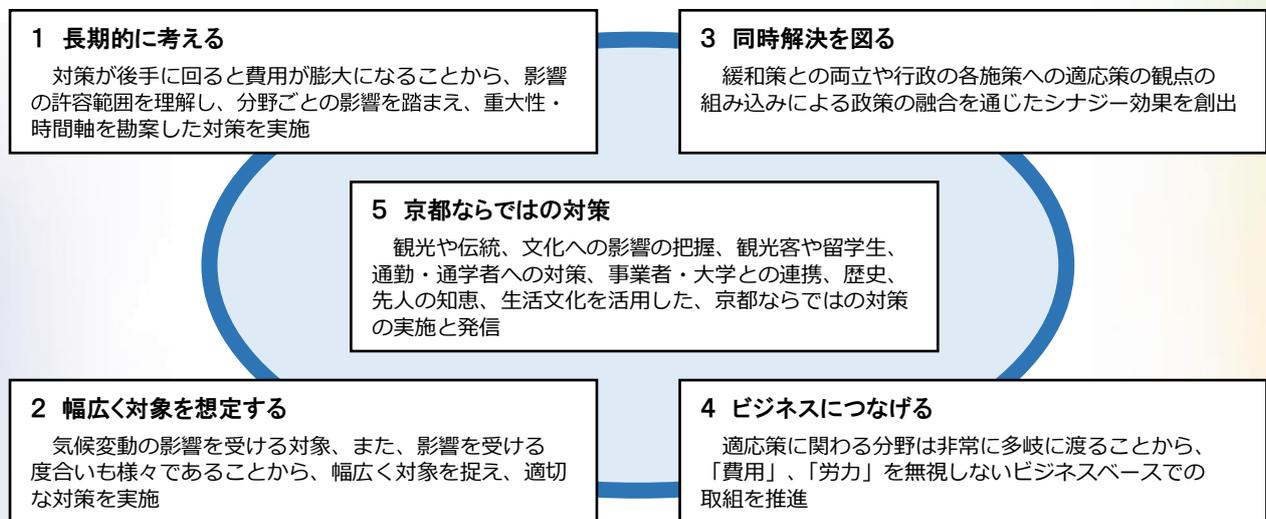
○適応策の推進方針

本計画においては、次の①から③の事項を推進方針とします。

- ①適応策は、時間的・空間的な広がりも考慮し、幅広い主体への影響を想定して実施することにより、生活や事業活動の質を維持・向上させる。
- ②適応策により、伝統・文化をはじめとする「京都市らしさ」を持続・発展させる。
- ③これまで京都が培ってきた知恵を発信する。

○基本的視点

本計画における適応策を展開する基本的視点は以下に示すとおりです。



○適応の取組の推進

京都府では、これまでから農林水産業や自然災害等の分野において、適応策に資する取組を実施してきましたが、これらの施策に加えて、将来予測される気候変動の影響に対する適応策についても取組を進めていく必要があります。（以下に取組例を示します。）

| 農 業 | 林 業 | 水産業 |
|--|---|---|
| <ul style="list-style-type: none">・農業生産全般において、これまで取り組んできた施策を引き続き推進・気候変動が農作物に及ぼす影響の調査、高温耐性品種等の選定・開発、栽培技術の開発・検証・確立・導入等を実施 | <ul style="list-style-type: none">・森林の整備等を推進・災害が発生する危険性の高い地区に係る情報を提供 | <ul style="list-style-type: none">・様々な水産資源について、海洋環境の変動等による影響等を把握・気候変動により漁獲量が増えている魚種のブランド化・開発商品化を検討 |
| <p>新品種「京式部」</p> | | <p>京鱒</p> |

水環境・水資源

- ・公共用水域の水質について、測定を継続するとともに経年変化を監視
- ・「漏水対応タイムライン」を国や関係機関と連携して作成し、被害軽減を図る



自然生態系

- ・府内の生物多様性に関する情報を正確かつ継続的に把握し、収集された知見を基に保全対策を実施



オオズナギドリ



ヘコバナマシャクヤク

河川

- ・これまで進めてきている河川改修事業等の防災対策工事を引き続き推進
- ・雨水貯留設備の整備の推進や、府民に対する防災意識・環境意識の醸成を推進



雨水貯留設備

山地

- ・災害が発生する危険性の高い地区に係る情報を提供
- ・冠水危険箇所における対策施設の機能強化



暑熱

- ・新型コロナウイルス感染症対策についても配慮した熱中症予防に関する情報を府ホームページ、テレビ・ラジオ等の各種媒体により広く周知し、啓発・注意喚起を実施



出典：厚生労働省

事業者

- ・気候変動が産業・経済活動に及ぼす影響についての情報を収集・整理し、得られた結果から、事業者における適応への取組を促進



出典：気候変動適応情報プラットフォーム

観光業

- ・災害発生時等の非常時においても、外国人を含む旅行者が安心して旅行できるよう、交通運行情報や宿泊情報等を提供

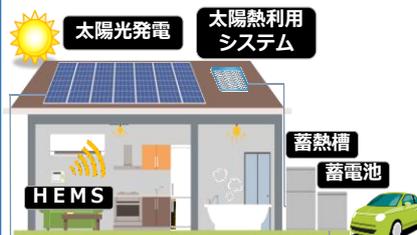
京都の観光防災情報を多言語で提供するアプリ「KYOTO Trip+」



イラストの出典：気候変動適応情報プラットフォーム

エネルギー

- ・家庭や事業所等における再エネ設備や蓄電池、EMSの導入支援、省エネ設備（空調等）への更新支援等により、災害時のエネルギーを確保



都市インフラ・ライフライン等

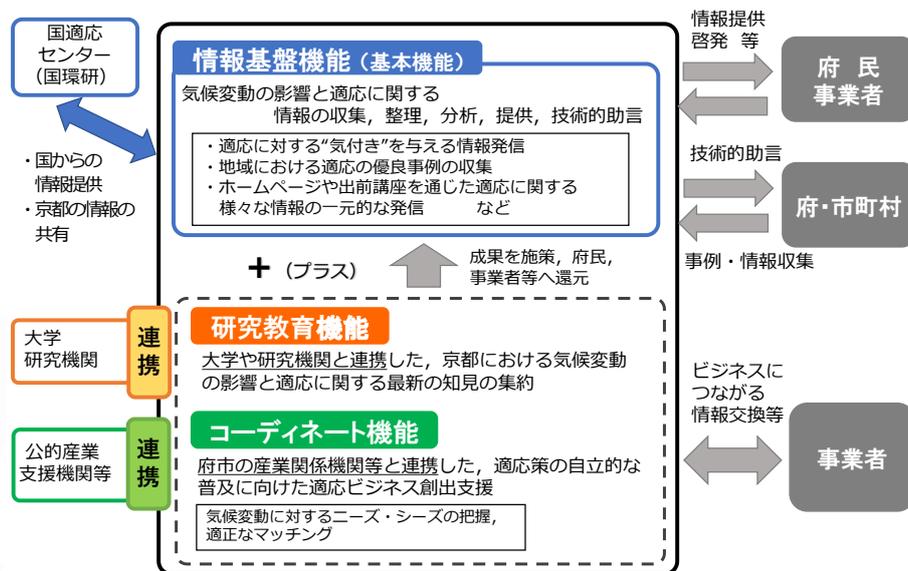
- ・水道施設の耐震化をはじめとした強靱化を促進
- ・豪雨災害の多発箇所の防災減災対策や災害廃棄物処理体制の強化等を推進



○適応センターの推進体制の充実・強化

京都府における適応の取組の推進に向けて、気候変動の影響及び適応に関する情報の収集、整理、分析及び提供並びに技術的助言を効果的に行うため、適応策の推進拠点となる、地域気候変動適応センターの機能を確保します。

地域気候変動適応センターでは、大学や研究機関、経済団体などとの連携の下、センターの柱となる情報基盤機能に加え、研究教育機能、コーディネート機能の三つの機能及び実施体制を有機的に確保し、各主体の適応への取組を推進します。



計画の進行管理

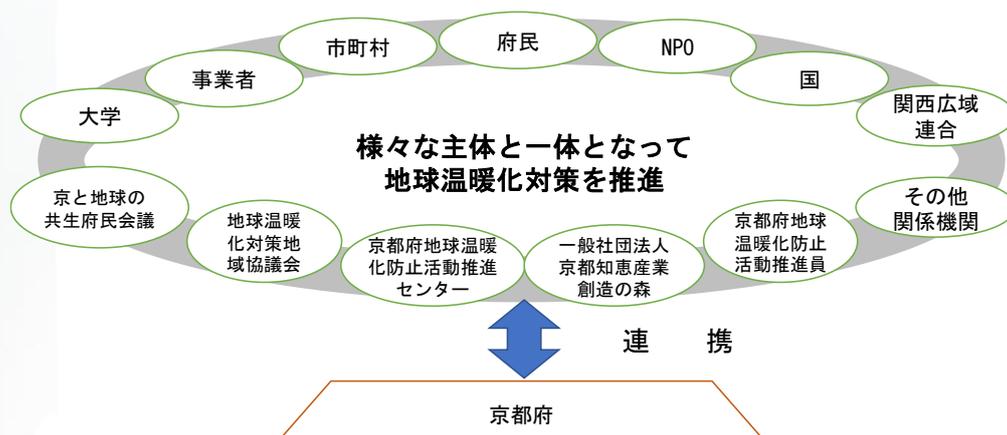
○計画の推進体制及び計画の見直し

京都府における地球温暖化対策（緩和策及び適応策）を総合的かつ計画的に推進するため、各部局で構成する「京都府地球温暖化対策推進本部」（本部長：知事）により、庁内各課との連携および調整を図りながら、本計画を推進します。

国、市町村、関西広域連合、京都府地球温暖化防止活動推進センター、事業者団体など関係機関とも連携を図りながら、取組を推進します。

本計画は、本計画の策定後 5 年程度が経過した時点を目途に、計画内容の見直しを行うこととします。

また、気候変動や社会経済情勢の変更等、今後の地球温暖化対策に関連する動向の変化により、本計画の基本となる部分に大きな変更が生じた場合は、必要に応じて計画の見直しを実施し、柔軟かつ効果的な施策展開を図ります。



○計画の進捗状況の点検

緩和策については、数値目標を評価指標として進捗状況を定期的に点検します。（以下の表参照）

適応策については、各部局の適応策のフォローアップ調査を行い、施策の進捗状況を点検します。

京都府地球温暖化対策推進本部において、進捗状況を毎年把握・評価した上で、その結果を京都府環境審議会で検証し、徹底したPDCAにより進行管理を実施します。

■施策の進捗確認指標（分野別）

| 対象分野 | 進捗確認指標 | 単位 | 現 状 | | 目標水準 (2030) |
|-------------------------|--|--------------------|--------------------|------|----------------|
| | | | 数値 | 時点 | |
| 事業活動 (産業・業務) | 特定事業者の温室効果ガス排出量の目標削減率を達成する事業者の割合 | % | 45.6 ^{※1} | 2019 | 80 |
| | 特定事業者の温室効果ガス排出量 | 万t-CO ₂ | 440 | 2018 | 375 |
| 自動車交通 | 府内エコカーの普及割合（HV/EV/PHV/FCV） | % | 18.1 | 2018 | 40 |
| | 府内電気自動車等の普及台数（EV/PHV/FCV） | 台 | 6,263 | 2019 | 20,000 |
| 建築物 | 建築物省エネ法基準（H28）達成建築物の割合【300㎡以上の新築住宅】 | % | 69 | 2019 | 100 |
| | 特定建築物及び準特定建築物の再エネ導入総量 | kW | 10,856 | 2018 | 47,000 |
| 家庭 | 家庭の「見える化」取組世帯総数 | 世帯 | 245,075 | 2019 | 333,000 |
| | 地球温暖化防止活動推進員の年間活動件数 | 件 | 2,071 | 2019 | 2,000 |
| 再生可能 エネルギー | 府内の総電力需要量に占める再生可能エネルギー電力使用量の割合 | % | 16.9 | 2016 | 35 |
| | 府内の総電力需要量に対する府内の再生可能エネルギー発電電力量の割合 | % | 9.4 | 2019 | 25 |
| 代替フロン・ 廃棄物・ 環境物品等 | 第一種特定製品（業務用冷凍空調機器）の廃棄時のフロン類回収率 ^{※2} | % | 39 | 2018 | 70 |
| | 廃プラスチック類（産業廃棄物）の年間排出量 | t | 123,060 | 2015 | 74,000 |
| 森林吸収源 | ウッドマイレージCO ₂ 認証等製品年間出荷量 | m ³ | 32,280 | 2017 | 42,000 |

※1 第3計画期間（2017-2019）の総合評価で、S評価及び目標削減率2倍を達成したA評価の事業者数の割合

※2 フロン類回収率は環境省公表の全国値

施策の進捗確認指標は、以下の視点で選定しています。

- ・府の事業や統計データにより定量的に把握可能なもの
- ・各分野で直接的な削減量が大いものや直接的な削減を促すための基盤となり得るもの

なお、全ての施策において指標を設定することはできないため、全体的な施策の進捗状況については、設定した各指標の推移、温室効果ガス排出量の推移等を加味して総合的に評価します。

京都府地球温暖化対策推進計画の全体構成

I 計画の概要

- 計画の趣旨・位置づけ
2021年度から2030年度
- 計画の期間
2030年度
- 計画の目標年度
2030年度
- 計画の目標年度
基準年度 2013年度

II 現状と課題

- 京都府の地域特性と気候変動の現状
 - ・京都府の地域特性
中央に位置する丹波山地を境に、北部は日本海気候、南部は太平洋気候
 - ・気候変動の現状・将来予測
京都における気温の上昇傾向、真夏日・熱帯夜の増加傾向、冬日の減少傾向
- 京都府の地球温暖化対策の現状と課題
 - ・京都府の地球温暖化対策の推進状況
 - ・京都府内の温室効果ガス排出量
電気排出係数の減少、省エネの進展、燃料転換により削減、代替フロア増加
⇒2018年度の温室効果ガス排出量は1990年度及び前年度と比べ減少
 - ・京都府の再生可能エネルギーの導入状況
再生可能エネルギーの導入等促進法に基づき、太陽光発電設備導入拡大
 - ・2019年度 府内総電力需要に占める再生エネの導入割合9.4%
 - ・京都府の地球温暖化対策の課題
産業・業務部門：大規模排出事業者における更なる取組の促進
家庭部門：環境行動の更なる普及、高効率機器の導入・利用の促進、住宅の断熱性能の向上
運輸部門：公共交通や自転車・徒歩への転換、EV等普及、物流の効率化の加速化
住宅、交通、まちづくりなど社会全体で脱炭素化に向けた取組の促進

IV 温室効果ガスの排出を削減する緩和策の推進

- 京都府内の温室効果ガス排出量の将来予測
・2030年度の京都府内の温室効果ガスの排出量※は2013年度比3.5%増加と予測
※今後追加的な対策を行わないで、現状のまま推移すると仮定した現状趨勢ケースでの予測値
- 温室効果ガスの削減目標（目標年度2030年度 基準年度2013年度）

温室効果ガス排出量の
40%以上削減

再生可能エネルギーに係る目標指標
府内の総電力需要量に占める再生電力使用量の割合：35%
府内の総電力需要量に対する府内の再生電力の割合：25%

■ 目標達成のために実施すべき取組

【加速すべき取組の方向性】

- 関係する分野の取組に反映
- 【対象分野】
対象分野ごとに実施すべき取組
- 事業活動（産業・業務）
- 建築物（住宅以外の建築物、緑化を含む）
- 再生可能エネルギー
- 廃棄物、環境物品等
- 横断的取組
- 自動車交通
- 家庭（電気機器、住宅含む）
- 代替フロア
- 森林吸収源
- 機器・住宅の環境性能の向上
- 交通・物流の脱炭素化の推進
- フロア対策の推進
- 森林吸収源対策の推進
- 脱炭素で持続可能な社会づくりを支える人づくりの推進
- 環境配慮型経営の促進
- 再生エネの最大限の導入・需要創出
- 資源循環の促進
- 新たな環境産業の育成・支援

III 計画の目標及び基本的考え方

- 2050年頃の京都府の将来像
- 京都の「豊かさ」をはぐむ脱炭素で持続可能な社会
将来世代のために手を携え、環境・経済・社会の好循環を創出
- 長期的な目標
2050年
- 「温室効果ガス排出量実質ゼロ」を目指す

2030年までの施策の基本的考え方

- ▶ 環境・経済・社会の好循環の創出を推進
- ▶ 緩和策と適応策を地球温暖化対策の両輪として推進
- ▶ 省エネ取組を加速化し、再生可能エネルギーの最大限の導入・利用を推進
- ▶ 多様な主体の連携・協働により施策を推進

V 気候変動の影響への適応策の推進

- 気候変動の影響
 - ・京都府における気候変動の影響
 - ・適応策の優先度
- 適応策に関する基本的事項
 - ・推進方針
 - ① 時間的・空間的な広がりや考慮、幅広い主体への影響を想定、生活や事業活動の質を維持・向上
 - ② 適応策により、「京都らしさ」を持続・発展
 - ③ これまで京都が培ってきた知恵を発信
 - ・適応策を展開する基本的視点
 - ① 長期的に考える
 - ② 幅広い対象を想定する
 - ③ 同時解決を図る
 - ④ ビジネスにつなげる
 - ⑤ 京都ならではの対策
- 適応策の進め方
 - ・適応策の方向性
 - ① 府民、事業者等の適応策に対する意識の醸成
 - ② 気候変動に関する情報収集
 - ③ 分野に応じた効果的なアプローチで適応策を推進
 - ④ 適応ビジネスの推進
 - ⑤ 行政自らの事業活動への適応策を推進
 - ・適応策の推進体制の充実・強化
「地域気候変動適応センター」機能性を確保
- 【7分野】
 - ① 農林水産業
 - ② 水環境・水資源
 - ③ 自然生態系
 - ④ 自然災害
 - ⑤ 健康
 - ⑥ 産業・経済活動
 - ⑦ 府民生活

VI 計画の進行管理

- ・市内各課、関係機関と連携し、本計画、取組を推進
- ・京都府地球温暖化対策推進本部において進捗状況を毎年把握・評価。その結果を環境審議会等で検証し、徹底したPDCAにより進行を管理
- ・計画策定後、概ね5年後に見直し

【令和3年3月発行】

京都府 府民環境部 地球温暖化対策課

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入数ノ内町

TEL 075-414-4708 FAX 075-414-4705 E-mail: tikyu@pref.kyoto.lg.jp



この印刷物は、京都府庁グリーン調達方針に適合した印刷用紙を使用しています。